

## 役員の給与及び退職手当の支給基準（平成30年12月1日現在）

### 1 給与

#### (1) 常勤役員

| 給与の種類    | 支給基準等  |
|----------|--|
| 本俸（月額）   | 会 長 1,070,000円<br>理 事 795,000円   |
| 地域手当     | 本俸月額×0.2   |
| 通勤手当     | 国家公務員の例に準じて支給  |
| 特別手当（年額） | $(\text{本俸月額} + \text{地域手当月額}) \times 4.21$<br><br>なお、上式で計算される金額の50%については、非常勤役員で構成する業績評価委員会の評価により、その±20%の範囲で増減がある。 |

#### (2) 非常勤役員

| 給与の種類           | 支給基準等                                     |
|-----------------|---|
| 非常勤役員手当<br>（月額） | 副会長 80,000円<br>監 事 80,000円<br>理 事 40,000円 |

注．地域手当、通勤手当及び特別手当は支給しない。

### 2 退職手当（常勤役員）

退職日における本俸月額×在職期間（月数）×0.28